

# 西東京市立谷戸第二小学校 学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

## 1 基本的な考え方

本校の子供たちは、明るく素直な性格であり、規律を守った集団行動をとる子供が多くみられる。しかし、時には、人間関係において必ずしも良好とは言えない場面もみられる。

このような状況において、教職員はもとより、学級集団を構成する子供たち自身が、「いじめを見て見ぬふりをしない。いじめはよくない。」と相手に伝えるようにすることが大切である。そのためにも、一人一人の教員がいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高めていき、組織的な対応を心掛け、学校経営方針にもあるように、児童一人一人が「笑顔いっぱい！元気いっぱい！力いっぱい！」過ごせるようにする。また、西東京市子ども条例にも記載されているように、いじめによる権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行う。

## 2 未然防止のための取組

いじめを生まない、許さない学校づくりを推進していくために以下の取組を進める。

### ○ 教員の指導力の向上と組織的な対応

- ・ 学校いじめ対策委員会を設置して、校長のリーダーシップの下、いじめの疑いがある子供、問題を抱えた子供等への積極的な働きかけを行ったり、いじめに対する研修を企画実施したりしながら、学校の核として組織的な対応を進める。
- ・ いじめ防止対策を効果的に進めるために、学期に1回、教職員の研修を実施する。
- ・ いじめによる権利侵害に関わった子どもたちが再びそのような権利侵害に関わらないよう、長期的に多くの目で見守る。

### ○ いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをさせないための取組

- ・ 道徳教育・人権教育の授業を充実させていく中で、年に3回「いじめに関する授業」を実施し、定期的に子供がいじめについて考え、いじめは絶対許さないことを自覚するようにしていく。
- ・ 児童会が中心となって行われる、「いじめを見て見ぬふりしない」ことを意識した、キャンペーン等の実践的な取組を進める。
- ・ 全児童に対して自尊感情や自己肯定感を高める講話等を、全校朝会等を活用して計画的に行う。
- ・ 西東京市あつたか先生を意識した言動を教員が常に実践することで、児童同士にも、互いを尊重し合うことの大切さを考えさせ、行動しようとする態度を育てる。

### ○ 「整える」を重視した学習指導・生活指導の徹底

- ・ 全教職員で谷戸二小の学習規律・生活規律を共通理解し、一貫した指導を行うことで、落ち着いた学校環境作りをする。

## 3 早期発見のための取組

いじめを直ちに発見できる学校づくりを推進していくために以下の取組を進める。

### ○ いじめの「見える化」

- ・ いじめの情報・実態を、子供の校内・校外生活から、子供の変化をきめ細かく観察し、おかしいと思ったらスタンディング・ミーティングを行い、素早く察知していく。
- ・ 年に複数回いじめ実態調査を質問紙法により実施し、子供のいじめ問題発生等を分析・把握する。
- ・ スクールカウンセラーや担任による子供との面談を行い、子供の表情を見ながら、本人のことだけでなく、友達のことや学級のことを把握する。
- ・ 学級担任一人での対応にしないために、休み時間を中心に、全教員による校内巡回指導を実施し、複数の目で見守っていく。

### ○ 保護者・地域・関係機関との連携

- ・ 学校便りや保護者会を活用し、いじめに対する学校の取組姿勢を理解してもらい、保護者からの早期の情報提供を得られやすくする。また、スクールカウンセラーと相談しやすい環境を整えていく。

## 4 早期対応のための取組

### (1) 初期対応の取組

いじめ実態調査等を通して、子供の実態を把握し、いじめの疑いがある児童がいた場合、さらに実態把握・対応を進める。「疑いは様子を見る」姿勢から、「疑いから対応する」姿勢で組織的に対応を進めていく。特に重篤ないじめを把握した場合は、組織的な対応を進めるために、緊急会議を開き、情報の確認と適切ないじめ問題の解決のための対応策を立て、全職員が状況と対応策を共有して、解決に向けて取り組んでいく。場合に応じて、保護者に対して、いじめ対策保護者会を開き、情報を提供し、保護者との連携・協力関係をつくる。

### (2) 被害児童・生徒への支援

被害を受けた子供の安全確保のために、面接などを通して子供の状況をより正確につかむ。対応策を進めいく中で、必要に応じて授業中、休み時間での複数の教員による毎日の見守り、声かけ、面接を行い被害児童の心理状態の変化を常に把握する。保護者とも、常に連絡を取り、被害児童の家庭での状況を把握する。また、被害児童に対して、養護教諭、スクールカウンセラー等が心理的ストレスを軽減するために心のケアを行う。

### (3) 加害児童・生徒への指導

加害児童に対して、「いじめは絶対許さない」という毅然とした態度で、いじめをやめさせるように学年、生活指導主任、管理職等が複数で指導にあたる。さらに、再発を防止するために、一人の教員による指導に終わることなく、学校いじめ対策委員会が中心となって、全教職員が組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。また、いじめの事実は、保護者に連絡をし、家庭内でもいじめをやめさせるよう指導する。また、状況に応じてスクールカウンセラーとの連携の下、加害児童に対しても心のケアを行う。

## 5 組織的な対応の在り方

### (1) 組織的な指導体制

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、「学校いじめ対策委員会」を組織する。委員会は、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者をもって構成する。以下、役割を担う。

- ・いじめに関する校内研修の計画実施
- ・「いじめに関する授業」の推進
- ・定期的な連絡会議の実施
- ・面談の計画実施
- ・「いじめ実態調査」の実施、調査結果の確認と分析
- ・早期対応の推進
- ・いじめ問題が発生時の組織的対応の推進

### (2) 相談体制

いじめられている子供、いじめを見ている子供が、気軽に相談できる体制を整える。いじめ相談窓口として、教育相談室を休み時間に開放してカウンセラーと相談できるようにするとともに、保護者には電話で対応もする。また、養護教諭や副校長にも気軽に相談できるようにする。

## 6 研修体制

教職員のいじめに対する理解を深めること、いじめに関する授業力を高めること、児童理解を高めること等をねらいにもって、校内研修を学期に1回実施していく。

研修の内容としては、「いじめ未然防止に関する研修」や「いじめに関する授業内容とその指導」「自分や友達の人権を守る授業」「生活指導における教員の指導力、教師の言葉かけ」等、学校いじめ対策委員会が中心になって、年間指導計画を立て、実施していく。

また、いじめ問題に対する意識を高くもつために、朝会や夕会等でいじめに関する話を適宜行っていく。